

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

「食」はすべての生活の基本となるべきものであり、あらゆる分野にわたって私たちの生活に重要な役割を担っています。しかし、近年では人々のライフスタイルや価値観の変化などとあいまって、様々な問題がみられるようになりました。

私たちの食生活は豊かになりましたが、一方では栄養の偏りなどの食生活の乱れによる生活習慣病^{※1}や肥満の増加、さらには若い女性の過度の痩身志向など、心身の健康についての問題もみられるようになりました。また、日々の「食」の大切さや自然の恩恵を忘れがちになることで、食べ残しなどの食品廃棄の増加もみられます。そして、家族と食卓を囲む機会が減少していることで、これまでは自然に親から子・孫へと受け継がれてきた地域の行事食や伝統料理^{※2}なども継承されにくくなっています。さらに、農業においても、農家戸数、農家人口等が減少しており、食料自給率^{※3}のさらなる低下が懸念されています。食品の偽造・偽装表示など、食の安全を揺るがすような事件も発生し、「食」を取り巻く問題はもはや個人だけのものではなく、社会全体のあらゆる分野に影響するものとして捉えられるようになってきました。

このような背景をもとに、改めて「食」についてのあり方を方向づけ、国民が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育めるよう、「食育」を国民運動として推進していくため、国においては平成17年7月、「食育基本法^{※4}」が施行され、さらに平成18年3月、「食育推進基本計画^{※5}」が策定されました。

篠山市では、これまでも健康づくり、農林業、教育をはじめとするあらゆる分野で食育に取り組んできました。これまでの各分野における取り組みと、豊かな農産物や伝統的な食文化などを活かしつつ、市民運動として食育を推進し、生涯健康で暮らせるまちづくりを目指し、「篠山市食育推進計画」を策定します。

※1 生活習慣病

食生活・運動習慣・休養・喫煙・飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称。

※2 伝統料理

本計画では、その土地独特の食材や調理法でつくられた「郷土料理」の意味も含め、日本で古くからつくられてきた料理のことを総称して使用している。

※3 食料自給率

国内の食料消費が国産でどの程度まかなえているかを示す指標。あらわし方には米、小麦、肉類等の品目ごとの品目別食料自給率や、カロリーベース自給率、生産額ベース自給率等の総合食料自給率がある。日本のカロリーベースの食料自給率は39%（平成18年）となっており、多くの食料を輸入に頼っている状況にある。

※4 食育基本法

平成17年6月17日公布（同年7月15日施行）。食育に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定め、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来における健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。

※5 食育推進基本計画

平成18年3月策定。平成18年度から平成22年度までの5年間を対象とし、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として内閣府に設置されている食育推進会議において策定された。

■食育推進の背景

- 食材の旬がわかりにくい
- 外食や市販の弁当などによる食の外部化^{※6}の進行
- 栄養バランスの偏り
- 食習慣の乱れ
- ライフスタイルの多様化
- 食料自給率の低下
- 肥満や生活習慣病の増加
- 食文化の喪失
- 食に対する感謝の念の欠如
- 食べ残しや食品の大量廃棄
- 食の安全を揺るがす問題の発生 など

}

食をめぐる問題が
社会全体に
影響しています！

国では…

↓

平成 17 年7月
食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「食育基本法」施行

平成 18 年3月
食育基本法に基づき、食育に関する施策の基本的な方針等を示した「食育推進基本計画」策定

⇒食育を国民運動として進めていく方向性が打ち出されました！

国の計画における食育の総合的な促進に関する事項

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食生活の改善のための取組の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

県では…

↓

平成 18 年4月
兵庫県の食の安全安心と食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「食の安全安心と食育に関する条例」施行

平成 19 年3月
豊かで活力ある社会の実現を図るために「食育推進計画」「食の安全安心推進計画」の2計画を策定

市では…

↓

平成 20 年3月
篠山市の食育を総合的に推進する「篠山市食育推進計画」を策定

※6 食の外部化

外食や中食なかしょく（P 16 の用語解説参照）、加工食品や調理食品の利用を含め、調理そのものを外部から購入したり、サービスを買ったりする食の形態。

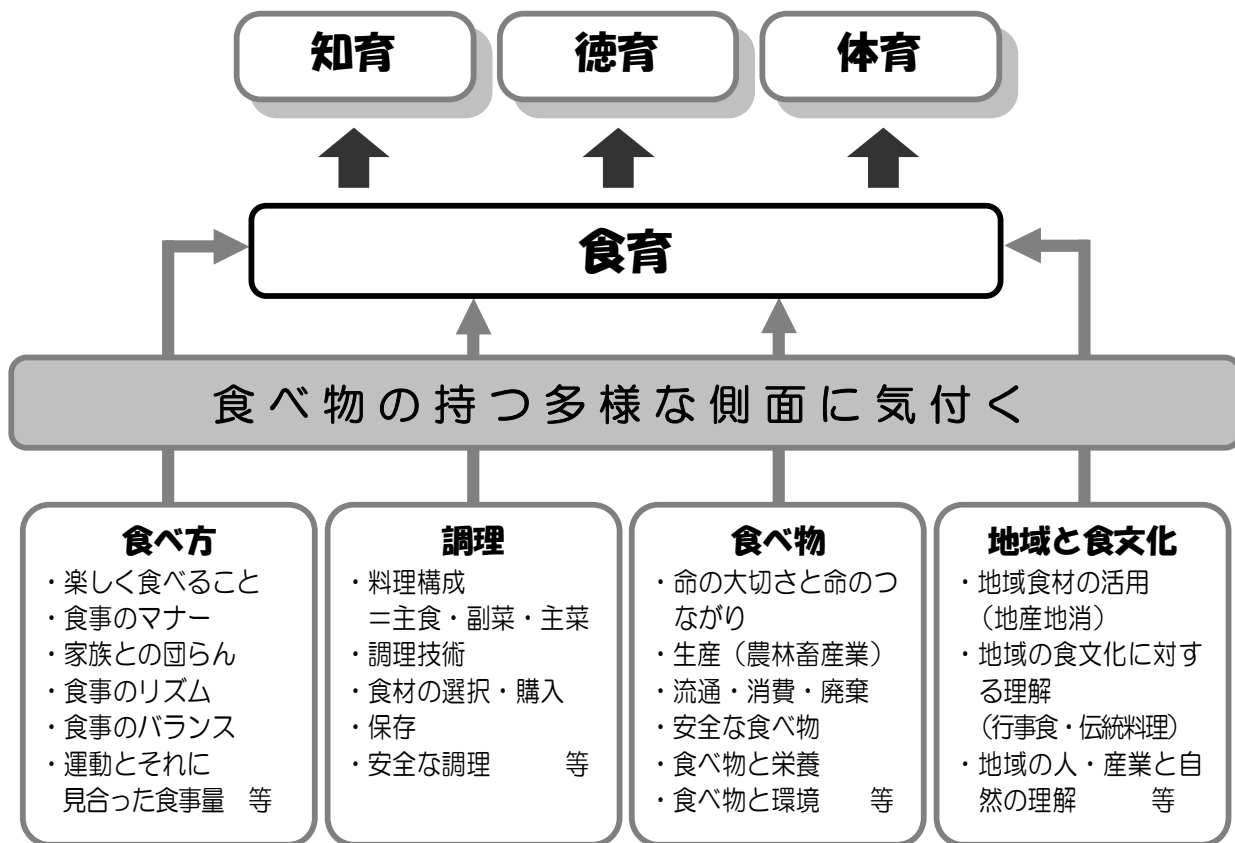
2. 「食育」とは

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

つまり、私たちの心も身体も「食」の上に成り立っています。その「食」を自分自身で管理する力を身につける取り組みが「食育」です。

■「食育」の体系図



わたしと食べ物



おいしい空気

きれいな水

ゆたかな土

おいしい草

食べ物にはげんきがいっぱい

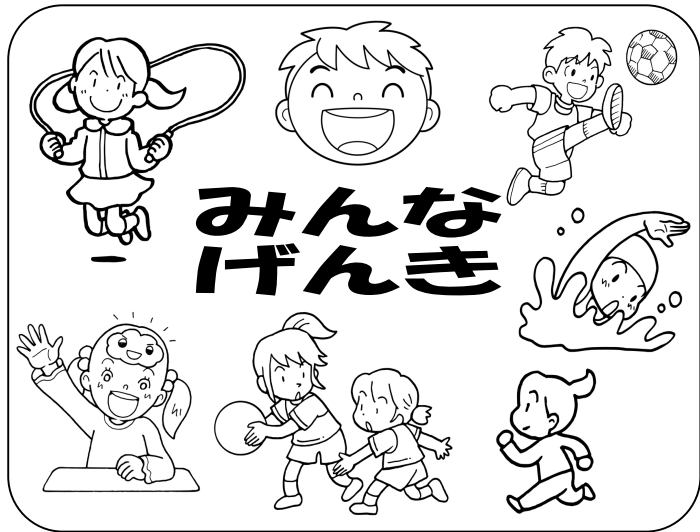
自然の恵み
・いのち

つくる

ありがとうございます！

いただきます！

ごちそうさま！



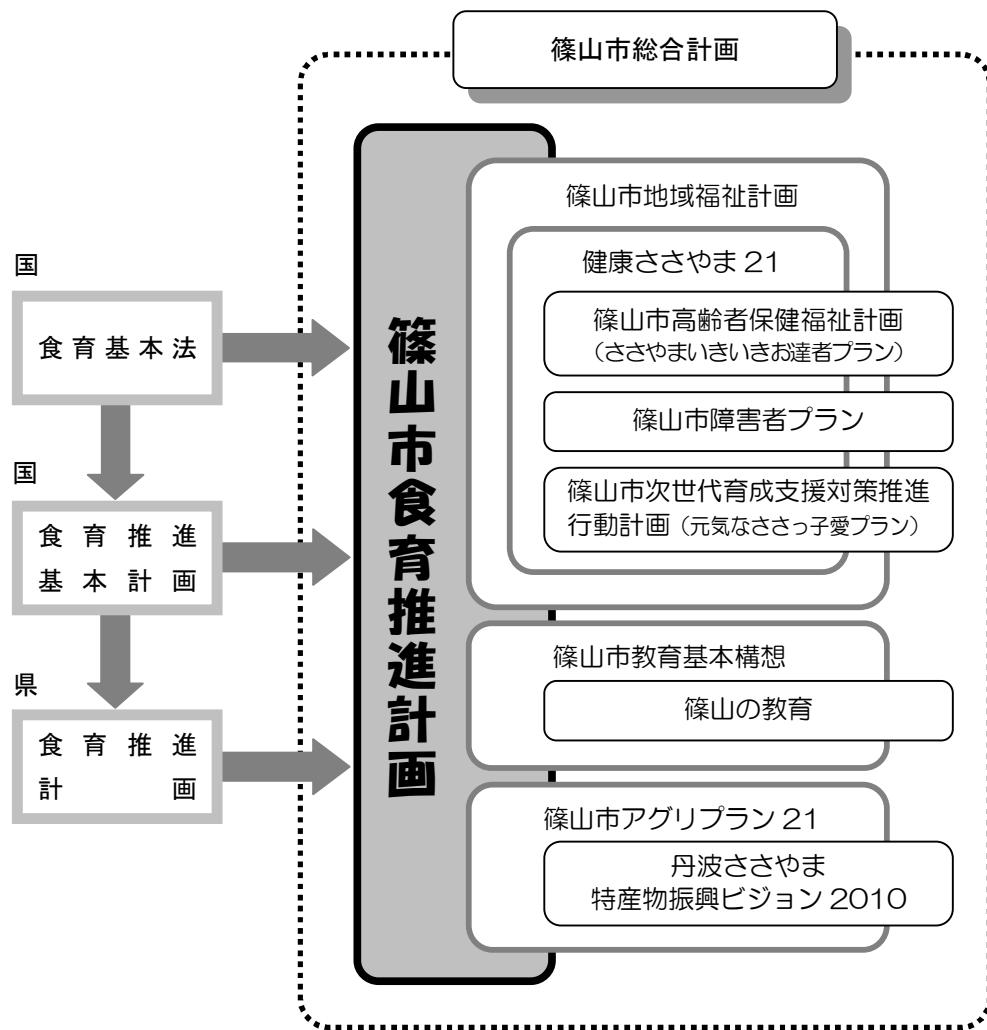
選んで食べてげんきなからだ

かしこく選んで、おいしく、楽しくころとからだの育み

3. 計画の位置づけ

「篠山市食育推進計画」は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、国の食育推進基本計画、兵庫県が進める食育推進計画、その他篠山市が策定する関連計画との整合性を図りつつ食育を総合的に推進していきます。

■「篠山市食育推進計画」と他計画との関連



■食育基本法における市町村計画の位置づけ

食育基本法(平成十七年法律第六十三号)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

4. 計画の期間

「篠山市食育推進計画」の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とします。
 なお、社会情勢の変化等によって見直しが必要になった場合には、随時適切に見直しを行うこととします。

■ 計画の期間

平成16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
		篠山市総合計画（後期基本計画）								
				篠山市食育推進計画						
		篠山市地域福祉計画								
	健康ささやま21									
		篠山市高齢者保健福祉計画 （ささやまいきいきお達者プラン）								
		篠山市障害者プラン								
	篠山市次世代育成支援対策推進行動計画 （元気なささっ子愛プラン）									
	篠山市教育基本構想									
	篠山市アグリプラン21									
		丹波ささやま特産物振興ビジョン2010								



①「食べること」と心の健康

「食べること」はただ単に栄養を取り入れるだけではなく、「誰かと楽しく食べること」は心を育み、心の健康や豊かな人間形成にも大きくかかわってきます。

WHO（世界保健機関）においても、平成10年、「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病または病弱の存在しないことではない。」という健康の定義に「スピリチュアル（spiritual）」な状態を付け加えるという改正案が提案されました。「スピリチュアル」という言葉に含まれる精神的な意味合いを考えると、やはり身体の健康と心の健康はより一体的なものとして認識されてきていると言えます。

家族団らんや、みんなで一緒に楽しく食事をするのが、心も身体も健康になる大きな要素であると認識して食育を進めていくことが大切です。

*「スピリチュアル」という言葉は、日本語として「精神性」「靈性」と訳されたりしますが、現在はまだ正式な訳語は決まっていません。健康の定義に「スピリチュアル」な状態を追加することが検討されたこの案については、賛成意見が多いながらも、各国の様々な意見により改正には至らず、継続的に検討を続けていくこととされています。

